

徳島県規則第二十四号

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第十五号へ中「ホ」を「へ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。